

会社の合併、分社等に伴う入札参加資格の申請手続きについて

会社の合併、分社又は事業譲渡が生じた場合は、次のとおり入札参加資格の申請手続きをしてください。

1 申請の種別（合併・分社・事業譲渡）

変更事由	例 示	申請者	入札参加資格	必要な申請種別
合併①	A社とB社が合併して、C社となる場合	A社又はB社	有	取消申請（※1）
		C社	無	新規申請
合併②	A社がB社を吸収合併して、A社となる場合	A社	有	変更申請（※2）
			無	新規申請
分社①	D社がE社とF社に分社し、E社が新設の場合	D社	有	変更申請（※2）
			無	取消申請（※1）
分社②	D社がE社とF社に分社し、E社が既設の場合	E社	有	変更申請（※2）
			無	新規申請
事業譲渡①	G社の事業を、新設のH社に事業譲渡する場合	G社	有	変更申請（※2）
			無	取消申請（※1）
事業譲渡②	G社の事業を、既設のH社に事業譲渡する場合	H社	有	新規申請
			無	変更申請（※2）

※1 取消申請について、申請書の本市様式はありません。任意様式で作成してください。

※2 変更申請について、「入札参加資格審査申請書変更届提出書類一覧表」の変更事項に該当する場合は、手続きを行ってください。また、必要がある場合は、登録業種等の変更も併せて行ってください。

2 申請にあたっての注意点

① 申請に必要な提出書類については、市HPの総務部総務課の「入札・契約情報」でご確認ください。

- * 新規申請 ⇒ 「入札参加資格審査申請」
- * 変更申請 ⇒ 「入札参加資格審査申請内容の変更」
- * 登録業種等の変更 ⇒ 「登録希望業種及び希望順位の変更」

② 申請時には、通常の申請に必要な書類に加えて、次の書類を添付してください。

合併	①合併契約書、②株主総会又は取締役会の議事録の写し（申請者保有分）
分社	①分割契約書（分割計画書）、②株主総会又は取締役会の議事録の写し（申請者保有分）
事業譲渡	①事業譲渡契約書、②株主総会又は取締役会の議事録の写し（申請者保有分）

3 問い合わせ先

守口市 総務部契約課 業者登録担当

T E L : 06-6992-1455

F A X : 06-6993-3484